

島根県の対応

島根県対策本部決定

緊急事態宣言解除後の対応

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の4点を依頼

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、5月末までは避けること
 - ① 6月1日以降は中国5県相互間の移動について自粛要請を解除する
 - ② 6月15日以降は各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外への移動について自粛要請の解除を検討する
 - ③ 6月19日以降は全ての都道府県への移動について、自粛要請の解除を検討する
 - ④ 自粛要請が解除されていない都道府県への不要不急の移動は慎重に対応すること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること